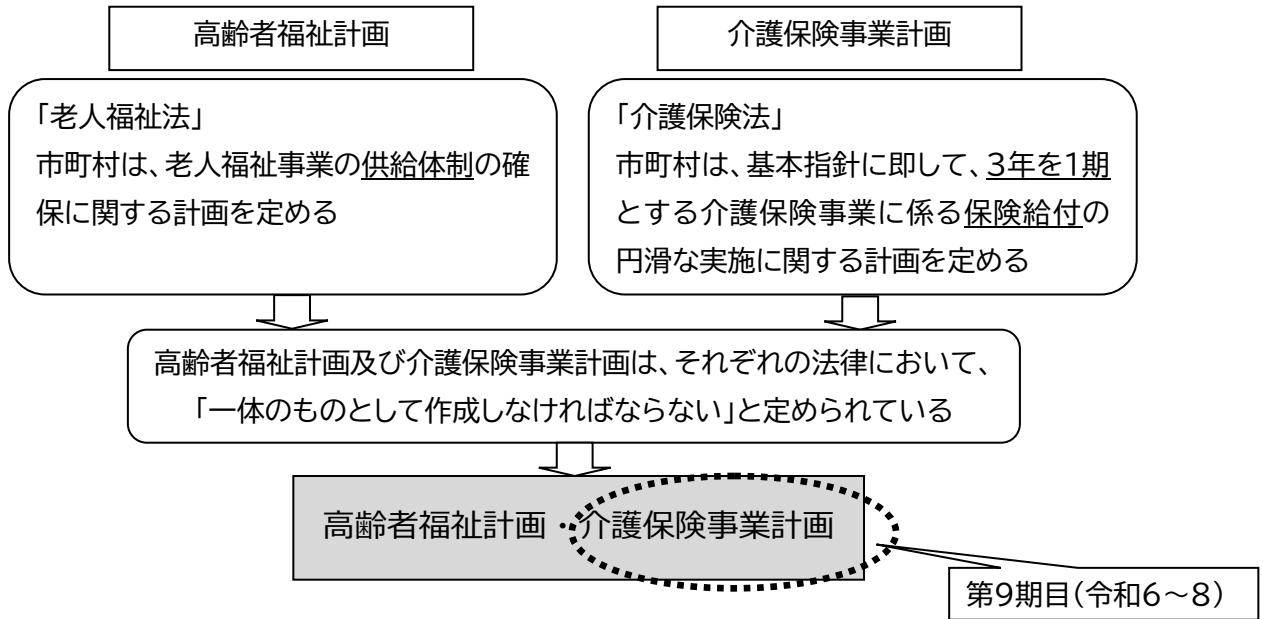


蓮田市高齢者福祉計画 2024・第9期介護保険事業計画 策定にあたって

1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

- 高齢者福祉計画**とは、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画で、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。
- 介護保険事業計画**とは、介護保険法第117条第1項に基づき介護保険サービスの種類やサービス見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等を明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。



2. 第9期計画の策定の国スケジュール（予定）

令和4年 夏	【国】計画策定に向けた各種調査等に関する説明会の開催
秋	【市町村】秋以降各自治体において調査（※P4参照）を実施
令和5年3月	【国】各種調査結果の施策反映の例や集計・分析支援ツールを提供
7月	【国】第9期計画に関する基本指針（案）の提示
7月以降	【市町村】基本指針提示後、各自治体において将来推計作業開始 【市町村】サービス見込量等の設定作業開始 【市町村】サービス見込量、保険料の仮設定（以降、都道府県、国間で調整）
令和6年4月	【国】報酬改定率等の係数を設定 【市町村】介護保険条例の改正 第9期介護保険事業計画スタート

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和4年3月）より

3. これまでの介護保険制度の流れと今後の方向性

第1・2期 (平成12年度～)

- **平成12年4月 介護保険法施行**

第3期 (平成18年度～)

- **平成17年改正** (平成18年4月等施行)
 - 介護予防の重視 (介護予防給付、地域包括支援センターを創設 など)
 - 地域密着型サービスの創設

第4期 (平成21年度～)

- **平成20年改正** (平成21年5月施行)
 - 介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備 など

第5期 (平成24年度～)

- **平成23年改正** (平成24年4月等施行)
 - 地域包括ケアの推進
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の創設
 - 医療的ケアの制度化 など

第6期 (平成27年度～)

- **平成26年改正** (平成27年4月等施行)
 - 地域医療介護総合確保基金の創設
 - 予防給付 (訪問介護・通所介護) を地域支援事業に移行
 - 特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化 など

第7期 (平成30年度～)

- **平成29年改正** (平成30年4月等施行)
 - 自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - 介護医療院の創設 など

第8期 (令和3年度～)

- **令和2年改正** (令和3年4月施行)
 - 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築支援
 - 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 など

第9期 (令和6年度～)

- **当面の論点** (社会保障審議会介護保険部会〔令和4年5月16日〕資料)
 - 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進 (医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進、認知症施策、介護予防・社会参加活動の充実、保険者機能強化)
 - 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
 - 給付と負担
 - その他の課題

4. 第9期介護保険事業計画作成に向けた調査の実施について

○在宅介護実態調査について

【実施目的】

これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施。

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

【実施目的】

保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査。

※両調査ともに、調査項目・調査方法は8期計画から大きく変更定なし。

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和4年3月）介護保険計画課 より

策定において上記2調査の実施が必須となっています。また蓮田市では第8期計画策定の際、

- 「サービス提供事業者調査（人材の過不足や勤務実態等、介護人材確保に係る課題を把握）」、
- 「居宅介護支援事業所調査（支援対象者から見たサービス提供の）課題、事業所の勤務環境等を把握）」

の2種の調査を別途実施しており、今回の第9期計画策定にあたっても同様に実施し、調査結果を計画策定の参考とする予定。

5. スケジュール案

項目	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◇アンケート調査												
調査票の検討・設計												
調査票の印刷・封入												
発送・分析・集計												
報告書の作成												●
◇会議等												
策定委員会の開催(予定)					①			②				③

項目	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◇計画骨子案の作成												
計画骨子案の作成												
計画素案の作成・施策提案												
パブリックコメントの実施												
概要版の作成												
計画書・概要版の印刷												●
◇会議等												
策定委員会の開催(予定)				①		②		③		④		

令和4年度

時期	策定委員会	主な内容
8月4日	第1回	・第9期計画策定にあたって(概要説明) ・令和3年度 進行管理調書の確認
11月上旬	第2回	・調査票案の検討
3月上旬	第3回	・調査結果の報告

令和5年度

時期	策定委員会	主な内容
7月頃	第1回	・第8期の進捗 ・計画骨子案の検討
9月頃	第2回	・計画素案の検討
11月頃	第3回	・計画素案の検討 ・諮問
1月頃	第4回	・パブコメ結果報告 ・答申